

令和 2 年 2 月 28 日

南アルプス市介護福祉課

◇基本的な考え方

指定居宅介護支援の取扱いについて、原則的には本市基準条例(厚生労働省令含む)に沿った業務をおこなってください。このことについて、**介護保険最新情報 Vol.767(R2.2.23 発出)**「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」等を参考に、事業所および個人による対策の徹底を図りつつ、まずは運営基準に従った業務実施をお願いします。

◇指定居宅介護支援の実施が困難な場合

しかし、当該感染症の感染状況による影響、利用者若しくはサービス提供事業所の諸事情などにより、指定居宅介護支援に位置付けられた業務実施が困難となる場面が想定されます。

《例》

- ・サービス担当者会議の出席を要請したところ、「感染のリスクがある。」などの理由により、出席を拒否されてしまった。
- ・利用者および家族から、「自宅には来ないで欲しい。」と言われ、自宅訪問が出来なくなってしまった。
- ・利用者、その家族ならびに支援関係者が罹患してしまった・・・

上記のような状況になってしまうと、「サービス担当者会議の開催」「自宅訪問による利用者との面談」「モニタリング」など、居宅介護支援(特に省令第 13 条)プロセスに従った業務が困難となってしまうことが考えられます。

このようなことを鑑み、本市として当面の間**介護保険最新情報 Vol.770(R2.2.24 発出)**「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 2 報)」ならびに**事務連絡「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(R1.10.15 発出)**を根拠とした取扱いとすることとします。

・利用者本人、家族等と直接面談しなければならない業務、サービス提供事業者等と直接やり取りを行わなければならない場面について、当該感染症に起因する事由にて実施困難であれば、他の方法によるもので差し支えない。(例) 電話、Fax、e-mail その他

【想定される場面】アセスメント訪問、モニタリング訪問、サービス担当者会議など・・

・上記に係る経過を居宅介護支援経過に記録しておくこと。

ただし、原則は運営基準に沿った業務を行うことが肝心です。安易に業務を省略することのないよう、事業所ごとに業務方針を明確にし、従業者をはじめ関係者等と共有を図ったうえで対応してください。また、今後の状況により新たな問題が発生する可能性は否めません。独善的な判断に頼らず、まずは事業所内で協議のうえ、適宜本市へご相談ください。

◇参考

「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」

令和元年 10 月 15 日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他

《以下、関係箇所を抜粋》

2. サービス種別

(10) 居宅介護支援

② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

※上記の太文字・網掛け部分について、【当該感染症の影響に伴う事由】に読み替える。